



富岡町 農業研修応援事業助成金

公募要領



目 次

1、事業の目的・新規就農者について

- (1) 事業の目的
- (2) 新規就農者

2、助成対象者及び助成対象事業・助成金額等について

- (1) 研修生
- (2) 研修生受入農家等
- (3) 助成対象事業・助成金額等

3、申請手続き等について

- (1) 受付期間
- (2) 提出方法
- (3) 提出先・お問合わせ先
- (4) 提出書類について

4、助成対象者の義務について

5、その他

1、 事業の目的・新規就農者について

(1) 事業の目的

担い手不足による農業の衰退や地域の荒廃が懸念される本町において、次代の農業を担う新たな就農者を確保、育成し、地域農業の振興を図るため、新規就農者及び、農業技術等の伝承を行う研修先等の技術指導に係る経費について支援します。

(2) 新規就農者

新規就農者とは、次のいずれかに該当する者とする。

① 認定新規就農者

青年等就農計画の認定を受けた者。

② 雇用就農者

農業以外の他産業に従事していた者又は学生であった者で、自らの農業経営を開始するまでの間、町内の農業法人等に就職し、農業に従事する者。

③ 就農研修生

農業以外の他産業に従事していた者又は学生であった者で、自らの農業経営を開始するまでの間、町内の農業法人等で農業の研修を受ける者。

2、 助成対象者及び助成対象事業・助成金額等について

(1) 研修生

研修生とは、新規就農者のうち下記研修生受入農家等で農業研修を受ける者で次のすべての要件を満たす者とする。

- ① 本町に住所を有する者
- ② 年間 150 日以上農業に従事する者
- ③ 助成時に満 18 歳から満 65 歳の者
- ④ 5 年以上町内で居住及び就農する意向がある者
- ⑤ 町税等に滞納がない者

※次のいずれかに該当する者は助成対象から除く。

- ① 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項の規定による暴力団、暴力団の構成員
- ② 暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者

(2) 受入農家等

研修生を受入農家等とは、次のいずれかに該当する者であらかじめ町が登録した者とする。

- ① 町内の農業法人・農業団体・認定農業者
- ② その他町長が特に認めた農業者団体及び農業者

(3) 助成対象事業・助成金額等

対象者	対象事業	助成金額等	交付期間
研修生	技術指導補助事業	月額 60,000 円	支給開始月から 24 月を上限とする
	賃貸住宅家賃支援事業	上限を 50,000 円とした家賃月額（更新手数料、共益費及び管理費並びに駐車場使用料を除く。）	支給開始月から 24 月を上限とする
受入農家等	技術指導費助成事業	研修生 1 名につき月額 50,000 円	支給開始月から 24 月を上限とする

（※補助は最大で 24 月を上限としますが、研修期間については 24 月を超えて行うことも可能です。）

3、 申請手続きについて

(1) 受付期間

随 時 （土日祝日を除く平日の 8 時 30 分～17 時 00 分まで）

(2) 提出方法

申請書類一式（1 部）を産業振興課農業振興係に提出又は郵送してください。

※申請書類受領後、申請内容について問い合わせを行うことも想定されるため、申請書類一式の写しをお手元に保管してください。

(3) 提出先、お問合せ先

〔提出先〕

富岡町役場 産業振興課農業振興係

【郵送の場合】 〒979-1192 双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622-1

〔問い合わせ先〕

富岡町役場 産業振興課農業振興係 【電話番号】 0240-22-2111

(4) 提出書類

□研修生

No	提出書類		注意事項等
1	研修実施計画書	必須	
2	助成金交付申請書（様式第1号）	必須	
3	暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）	必須	
4	住民票の写し	必須	
5	研修先への雇用を証明する書類	必須	
6	助成対象とする賃貸住宅等の賃貸契約書の写し	必須	
7	助成金請求書（様式第4号）	必須	
8	助成金の振込先口座が確認できる書類 （申請者名義の預金通帳の写し等）	必須	
9	助成対象とする賃貸借住宅等の家賃支払い実績を確認できる書類 （領収書の写し等）	必須	
10	助成対象とする賃貸借等への居住を証明する書類 （住所、氏名が明記された公共料金の使用量等のお知らせの写し）	必須	
11	納税証明書	該当する場合	
12	その他町長が求めるもの	該当する場合	

□受入農家等

No	提出書類		注意事項等
1	研修実施計画書	必須	
2	助成金交付申請書（様式第1号）	必須	
3	住民票の写し	必須	
4	研修生の雇用を証明する書類	必須	
5	納税証明書	必須	
6	助成金交付請求書（様式第4号）	必須	
7	通帳の写し（見開き部分）	必須	
8	事業実績報告書（任意様式）	必須	
9	その他町長が求めるもの	該当する場合	

4、 助成対象者の義務

助成対象者は交付決定後、以下の条件を遵守しなければなりません

- ① 助成金に係る経理の収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、且つ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。また、町の要求があったときは、いつでも閲覧できるようにしてください。
- ② 研修生は、町内における研修終了後、認定新規就農者となり、5年以上町内で農業を経営しなければなりません。
- ③ 上記に示す他、当該助成金の交付要綱に従わなければなりません。

5、 その他

今回の申請にかかる助成対象経費は、交付決定日以降に支払われた助成対象経費が対象となります。交付決定日以前に発生した経費は対象となりません。